

令和2年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (新生児臨時特別給付金支給経費)

1 事業の概要

(1) 対象の新生児

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれ、誕生日から申請日まで引き続き板橋区に住民登録がある新生児

(2) 支給対象者

対象の新生児を養育し、申請日時点で板橋区に住民登録がある方

(3) 支給額

対象の新生児1人につき50,000円

2 繰越明許にする理由

特別定額給付金の対象とならなかった新生児を対象に、新生児1人あたり50,000円を支給する新生児臨時特別給付金が、令和2年度6号補正予算として令和2年11月30日に議決、成立した。

本事業については、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた新生児が対象となるが、令和3年3月に生まれた新生児については、令和3年4月以降の申請になることが見込まれ、令和2年度中の執行が困難であることから、予算の一部を繰り越す。

3 令和3年度繰越額

令和2年度予算額	事業費	224,000,000円	事務費	272,000円
令和3年度繰越額	事業費	66,500,000円		

※事務費は繰越なし

4 令和2年度事業費の執行状況

申請者 2,928名

支給額 146,400,000円

※対象者 3,495名 (令和3年5月6日時点)